地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長 (公印省略)

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

今般、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第110号。 以下「改正省令」という。)が本日付で公布され、令和8年4月1日より施行されることと された。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

## 1. 改正省令の概要

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。)において、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。以下「DC法」という。)第3条第5項の簡易企業型年金(以下「簡易型DC」という。)の規定が削除されたこと等を踏まえ、確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号。以下「DC則」という。)を改正する。具体的な内容は以下のとおり。

① 企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」という。)規約の承認申請時の手続について

令和7年改正法による改正前のDC法第3条第5項は簡易型DCを行う場合に厚生労働省令で定めるところにより添付すべき書類の添付を省略することができることが定められていたところ、令和7年改正法によりこの規定が削られた。

これに伴い、以下について規定するDC則第3条の2を削除する。

- ・ 簡易型DCを実施する場合に申請書に簡易型DCを実施する要件に適合していることを証明する書類を添付することを規定
- ・ 簡易型DCを実施する場合に添付を省略することができる書類を「企業型DCを実施 しようとする厚生年金適用事業所における労働協約及び就業規則」と「企業型DCの 運営管理機関の選任の理由についての書類」と定める規定

## ② 企業型DC規約の変更時の手続について

企業型DCにおいてはその開始に当たり企業型DC規約の作成をする必要があるところ、規約の変更については、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を受けなければならない(DC法第5条第1項)とされ、軽微な変更に該当する場合には遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない(DC法第6条第1項)とされている。

当該軽微な変更についてはDC則第5条第1項で規定されているところ、簡易型DCの場合は、以下の事項の変更が軽微な変更の対象とされている。

- ・ 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合の委託を受けた確定拠出 年金運営管理機関の行う業務に関する事項
- ・ 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託する場合における、当該委託に係る 契約に関する事項
- 資産管理契約に関する事項
- 事業主掛金の納付に関する事項
- ・ 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

具体的には、これまで企業型 DC では「事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合の委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所の変更」のみが届出事項であったが、「事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合の委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の行う業務に関する事項」についても届出事項とし、

- ・ 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託する場合における、当該委託に係る契約 に関する事項
- 資産管理契約に関する事項
- 事業主掛金の納付に関する事項
- ・ 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、企業 型年金加入者掛金の納付に関する事項

についても届出事項とする。

また、令和7年改正法による改正前のDC法第3条第4項第4号及び第5号は企業型DCを行う場合に添付すべき書類として「運営管理業務の委託に係る契約書」及び「資産管理契約の契約書」が定められていたところ、令和7年改正法によりこの規定が削られた。

これを受けて、企業型 DC 規約の変更を行う場合についても同様に契約書の添付を不要とすることとし、以下について規定する DC 則第6条第1項第2号及び第3号を削る。

- ・ 確定拠出年金運営管理機関への委託に関する事項の変更がある場合にあっては、当該 委託に係る契約書
- 資産管理契約に関する事項の変更にあっては、当該契約の契約書

加えて、DC 則第6条の2においては、簡易型 DC を行う事業主が企業型 DC 規約の変更の申請をするときに省略することができる書類、要件に適合することを証する書類を添付することについて規定しているところ、簡易型 DC の廃止に伴い、これらの簡易型 DC に

関する規定を置く必要がなくなったことから、該当規定を削除することとする。

- (参考) 改正省令による改正後のDC則第5条第1項により軽微な変更としている事項 ※下線は簡易型DCに限るとされている事項であり、今回企業型DCにも適用することとした規定 ※破線はDC則第5条第2項に規定する特に軽微な変更としている事項
- 一 法第三条第三項第一号に掲げる事項
  - →企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所
- 二 法第三条第三項第二号に掲げる事項
  - →企業型年金が実施される厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地(船舶の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)
- 三 法第三条第三項第四号に掲げる事項(事業主から委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所の変更に限る。)
  - →事業主から委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所
- 四 法第三条第三項第四号に掲げる事項(前号に掲げる事項を除く。)
  - →事業主から委託を受けた確定拠出年金運営管理機関が行う業務
- 五 法第三条第三項第五号に掲げる事項
  - →資産管理機関の名称及び住所
- 六 法第三条第三項第九号に掲げる事項(支給予定期間及び企業型年金の給付の支払回数を提示している場合における当該支払回数の種類の追加に係る変更に限る。)
  - →企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項
- 七 法第三条第三項第十一号に掲げる事項(企業型年金を実施する事業主が負担する事務費、企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。) →企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項
- 八 資産管理契約の相手方
- 九 令第三条第一号に掲げる事項
  - →運営管理業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る契約(法第七条第 二項の規定による再委託に係る契約を含む。)に関する事項
- 十 令第三条第二号に掲げる事項
  - →資産管理契約に関する事項
- 十一 令第三条第三号に掲げる事項
  - →事業主掛金の納付に関する事項
- 十二 令第三条第四号に掲げる事項
  - →企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、企業型年金 加入者掛金の納付に関する事項
- 十三 令第三条第五号に掲げる事項
  - →法第22条の措置(投資教育)の内容
- 十四 令第三条第七号に掲げる事項
  - →脱退一時金相当額等の移換に関する事項
- 十五 令第三条第八号に掲げる事項(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六

十号)第三十一条の三第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定による個人別管理資産の移換に関する事項を除く。)

→DC 法、中退共法による個人別管理資産の移換に関する事項

- 十六 令第三条第九号に掲げる事項
  - →企業型年金の事業年度に関する事項
- 十七 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項
- 十八 法令の改正に伴う変更に係る事項(法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。)
- 2. 施行期日 令和8年4月1日